

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、Aに所在する会社B（以下「会社」という。）に雇用され、清掃作業員として業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、清掃現場において作業中、薄暗い通り道の低い梁に前額部を強打（以下「本件災害」という。）し、翌日、翌々日に左眼に異常を感じるとともに、左足にも痛みを感じたという。

請求人は、同年〇月〇日、C病院脳神経外科に受診し「頭部打撲、脳梗塞」と診断され、同月〇日、同病院眼科に受診し「眼球運動障害」と診断された。

請求人は、上記「眼球運動障害」は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、休業補償給付を請求したところ、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件災害が「眼球運動障害」の原因であると主張するので、当審査会において医証を精査し、検討したところ、次のとおりである。

ア 請求人の眼球運動障害の発症についてみると、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「頭部C Tでは特に脳挫傷はなく、〇年〇月〇日複視を訴えられたが、今回の頭部打撲との因果関係は未詳である。」と述べており、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「平成〇年〇月〇日にも同一の検査にて同程度の眼球運動障害を認めており、眼球運動障害は以前からあったものと考えられる。」と所見している。さらに、C病院眼科診療録（以下「診療録」という。）には、「以前から同程度の眼球運動障害があり、今回〇月に受傷してから明らかな複視を自覚するまで10日ほど経っているため、外傷が複視の直接的な原因と言い切るのは困難」、「平成〇年交通事故後3年後にF病院で斜視手術を施行された」との記載が認められる。

これに対して、G医師は、上記意見書において、結論、「頭部打撲後に新たな眼球異常の状態が加わったため、複視が生じたと判断される。また、顔面への受傷は無かったことから、眼窩骨、眼窩内容、外眼筋などへの直接的な障害の可能性は少なく、頭蓋内での異常と考えられる。」と述べている。

イ 当審査会においては、これら医師の所見を含め、改めて本件災害や請求人が訴える症状の経緯を精査したところ、請求人が申述する本件災害の状況は、歩行中で梁に前頭部を打ち付けたというものであり、目立った外傷はなく、また、頭部C T検査においても異常は見当たらなかったとの事情からみて、頭蓋骨内での異常を生じさせるほどの強度であったとは判断し難く、本件災

害と請求人が訴える「眼球運動障害」との間に相当因果関係を認めることはできないものである。そして、E医師による上記診断書及び診療録においては、請求人には以前から眼球運動障害があった旨記載されており、仮に本件災害によって同症状を強く意識することになったとしても、既往症の発症であるとみなさざるを得ず、本件災害との相当因果関係を認めることはできない。

ウ この点、請求人は、頭部打撲により眼球運動障害が悪化したとも主張するが、診療録には「今回の複視の自覚の増悪は、会社での頭部打撲とは因果関係は無し、と考える。」「自覚症状の悪化は、斜視手術から時間が経ち、経時的な変化や他の要因も考えられるが、不明。」との記載も認められ、請求人の主張には医学的根拠はなく、採用することができない。

エ さらに、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の受診歴、上記医師の意見等を踏まえた上で、「結論として、〇. 〇. 〇の頭部打撲による眼球運動障害は全く関連性はない。」と述べているところであり、当審査会としても、同医師の意見を妥当なものと判断する。

(2) したがって、請求人に発症した眼球運動障害は、業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。